

第 4 回過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会（平成 20 年 8 月 8 日） において出された意見の概要

（○：委員、☆：田中氏、△：絹川氏、◇：中泉氏）

- ディズニーやバンダイのような極めて特殊なケースをもとに議論するのはどうかという問題もある。
- 保護期間延長の利益は、100 年くらい先の話であるが、100 年先には、会社が残っているかどうかもわからず、株主も変わっており、それが今の投資に影響を与えるというのは考えにくいのではないかと。また、企業は著作権だけで利益構造を見ているわけではなく、法的なものに限っても不正競争防止法など他の法律の影響も考えて行動しているので、著作権法の影響はもっと少ないのではないかと。
- ☆ 100 年後の状況は基本的には分からないので、現在のインセンティブには反映しないはずということはあるが、そうだとしたら延長によるメリットが少ないという結論がさらに強まるということである。仮に将来の状況が確実に分かるとしてもメリットは極めて低いことを示したものと理解して欲しい。
- 孫が儲かるかどうか、収入が増えるかどうかは創作のインセンティブとなるのではなく、著作者にとっては、社会からより作品や創作者が大切にされているという直感的な思いがインセンティブになるのであって、この場のインセンティブの議論は少々違う。
- ☆ 大切にされているかどうかを、自分の作品が広く世の中に伝えられて鑑賞されているという意味で測るのなら、パブリックドメイン化した方がたくさん利用されているという論考もある。その方が満足度が高まると考えられる。
- 写真では、創作時には価値がなくとも 50 年経ってから価値が上がるものが非常に多い。最初に価値が決定して減少していくという前提とは異なる作品についてはどう考えているのか。また、社会的に重要な作品と大衆的な作品では、後者の方が経済的には影響が大きいですが、経済学的なアプローチでは、それを基準とすることが前提とならざるを得ないのか。
- ☆ 没後に価値が上昇する作品は書籍でいうと非常に例外的なケースである。特定の一個人に関しては没後の収入が多いケースもあり得るが、それを前提として全員についての制度を作るわけにはいかないのではないかと。また、仮に芸術的な作品に限って検証しても結論は同じになると考える。
- 70 年ではなく 50 年だから作品や創作者が大切にされていないと感じる創作者ばかりではなく、著作者全体の話に一般化すべきではない。

○ 著作物は創作されたときに価値が決まる、すべての投資は創作段階で行われるという前提で考えれば、延長による創作のインセンティブの影響は限りなくゼロに近くなるが、最近の分析では、創作後に作品の価値を高めるための事後投資の持つ意味に焦点が置かれており、その効果が十分に大きい場合は、延長が正当化されるという考え方もある。米国では、過去の著作物の保護期間延長を正当化するには、事後投資による著作物の価値向上が根拠になりうるという経緯があった。

事後投資を正当化するためには、2つの前提があると考えられる。ひとつは財産権がないと現行の著作権に対する投資、活用が十分になされないという前提、もうひとつは著作物の活用に応じて独占的な財産権者が市場競争より優れているという前提であるが、どのように考えているのか。

△ 財産権がないと投資が行われぬという前提、独占者の方が著作物をうまく使えるという前提については、もう少し実証研究を進めなければ分からない。

財産権があるかないかというよりは権利の幅をどう捉えるかの問題だが、権利があっても同人誌が活発に活動できるという状況もある。

☆ 財がデジタル技術によって一瞬にしてデッドコピーできるような場合には、財産権がなければ投資しない。継続投資の例は、ディズニーにしかないが、ディズニーは巨大なブランドと例えばディズニーランドのようなアナログでコピーが難しいものの集合体である。音楽、ゲーム、映像作品のようにコピーされたものが寸分変わらない場合は別だが、このように総体としてのブランドについては、非常にコピーが難しいので財産権がなくても投資を続ける可能性はある。

また、著作権が切れることで、青空文庫や格安DVDのように、権利者以外の者の投資が実際にあり、パブリックドメインの利益を主張する論拠になっている。

◇ 事後的な投資によって、ミッキーマウスの新しい映画やキャラクターグッズが作られる場合、それぞれを著作権として保護することは必要であるが、それを元のミッキーマウスの著作権として保護する必要はないのではないか。

オリジナルの著作権が切れた後に、事後的な投資を様々な主体が行う可能性があるが、独占よりも競争が望ましいのが大前提である。仮に独占の方が望ましいという場合でも、競争の結果独占が一人勝ちになってしまう状況であるならあり得るが、事前の段階で政府が法的に独占権を与えるのは問題である。

○ 経済効果だけを考えると著作権は短ければ短い方が良いという主張があるが、それだけ経済的に理論的に確固としたものがあるのに、なぜ欧米は延長したのかという点を考えて欲しい。著作権フリーになった方が皆が利用できてうれしいということは分かるが、財産権があることによって、創作者やその遺族にとって悲しい著作物の使い方を防ぎ、著作物を守ることができることもある。経済分析を考える際にも、そのような著作権者や遺族の気持ちも含めた上で議論して欲しい。

- 著作者が、経済的合理性や経済的価値以外のことを考えて行う行動について経済学の中ではどのように要素として取り入れて議論しているのか。
- ◇ どのような心境で創作をしているのか、万人の心境を客観的に評価することができれば取り入れていきたいが、そういった心情によって増加する創作意欲を客観的に評価することできず、社会的なメリットを比較することしかできない。
- EUは域内統合のため、米国は欧州に合わせるためという経済的な理屈で延長したというのが事実であり、欧米では創作者の気持ちを慮って延長したという理解はおかしいのではないか。
- 著作権は個人の権利であり、いかに社会全体の利益が大きくとも個人の権利をなるべく侵害しないようにするのが民主主義国家である。著作権を短くすると大きな経済効果があるという話は、個人の犠牲の上に成り立つ経済効果なのではないか。
- 作品数だけを数えて、保護期間を延ばしたからといって創作意欲が上がらないという分析があるが、今売れるものを書こうとする創作意欲と50年後、100年後まで残る作品を書こうとする創作意欲は少し違うのではないか。作品の数をカウントするだけでなく、創作意欲の質も考慮しなければ、後者のインセンティブが見えてこない。
- ◇ 排他的な権利は、孫に読ませたい、100年後まで残る作品にしたいという思いの足枷になってしまう場合もある。
- 著作権使用料はフレキシブルなものであり、早稲田文学や三田文学をホームページに出す場合に、ご遺族と交渉をして無償で提供することも現実にもあり、著作権の保護期間が延びると必ずコストがかかるというものではないのではないか。
- ホールドアップ問題が指摘されたが、例えば著作者不明の場合の対策については既に小委員会でもいくつかの案が出されているので、それほど大きな問題ではないのではないか。
- ◇ ホールドアップ問題は、人格権が全くなければ起こらない問題であるが、そうではないので、理論的にはどんなに対策を打っても残る問題である。
- 価格差別が機能する限界で権利期間を考えるということだと、どの程度の権利期間であれば価格差別が機能すると考えるのか。知的財産権であるから価格差別が機能しないという指摘は、知的財産特有の問題ではないのではないか。
- ◇ 価格差別は著作物だけでなく様々なところで行われるものである。どの期間が良いのかは、理想的な解決というものは現実的には不可能であり、次善の意味でどの期間がいいかということについては、実証実験、理論研究を進めないとはよく分からない。

○ 映画やアニメのようなメディアコンテンツはキャラクターグッズ展開があるので、市場を作り出すというのは分かりやすい話だが、著作物は評論や美術、プログラムのようなキャラクターグッズ展開ができない著作物もある。また、投資はほとんどしなくても属人的に生み出せるコンテンツもあるが、そのようなコンテンツについては考慮されているのか。

△ キャラクター展開できない著作物については一切考慮していない。あくまで限られた著作物のマーケットにおいて起こり得ることをモデル化しただけである。ただ、ディズニーやバンダイは特殊なケースかもしれないが、彼らの経済に対するインパクトは大きいので、そのような企業の行動様式をモデル化するのはある程度意味のあることである。

○ 創作者は著作権で生活しているのであるから、創作者に国がどの程度の保護を与えてくれるのかというのは、創作者の関心事であって、死後 50 年の保護期間の方が適当だというのは、創作者にとって「あなたの給料が低い方が周りは幸せです」という説明をされているようで、諸外国の著作者もいる中でなぜ日本の保護だけ低いレベルのままなのか、疑問に思うのは自然である。

※ 以上は事務局において発言の要旨をまとめたものである。また、参考人の意見発表自体の部分は省略している。